

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県外の区域から家畜の移入を禁止する件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
- 道路の区域を変更する件五件 三三

公 告

- 道路の供用を開始する件三件 三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三五
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件二件 三六
- 土地改良法により換地処分をした旨届出があった件 三六

告 示

福島県告示第三百三十七号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 移入を禁止する家畜の種類
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域
1 熊本県内の次に掲げる区域
(一) 人吉市のうち矢岳町、上田代町、大畑麓町、大畑町、大野町、木地屋町、西大塚町及び田野町の以北、中神町、温泉町、下林町、下城本町、城本町、駒井田町、鶴田町、北泉田町及び願成寺町の以南
(二) 球磨郡錦町のうち木上西及び木上南平良地区の以南

- (三) 球磨郡あさぎり町のうち上西榎田地区及び上西上永里地区日の出
- (四) 球磨郡相良村のうち県道三十三号人吉水上線の以南
- 2 鹿児島県内の次に掲げる区域

- (一) 霧島市のうち霧島田口(市後柄及び泉水の区域に限る。)、牧園町上中津川(中津川七区の区域に限る。)、牧園町三休堂(三休一区、三休二区、三休三区及び三休四区の区域に限る。)、牧園町宿窪田(福寿、牧園四区、牧園五区、牧園六区、牧園七区、牧園八区、牧園九区及び牧園十区の区域に限る。)、牧園町高千穂(栗川、高千穂一区、高千穂二区、高千穂三区、高千穂四区、高千穂五区、高千穂六区、高千穂七区、八長台及び母ヶ野の区域に限る。)、牧園町万膳(万膳一区、万膳二区、万膳三区、万膳四区及び万膳五区の区域に限る。)、牧園町持松(持松四区の区域に限る。)、横川町上ノ(大住、木浦、十三谷、正牟田、床波、野坂及び横伏敷の区域を除く。)、横川町下ノ(赤水、小原、馬渡住宅及び山住の区域に限る。)及び横川町中ノの区域
- (二) 伊佐市のうち大口青木、大口牛尾、大口大島、大口大田、大口金波田、大口上町、大口木ノ氏、大口小木原、大口里、大口篠原、大口下殿、大口白木(白木下の区域に限る。)、大口木曾(屋敷段の区域を除く。)、大口堂崎、大口鳥巢、大口原田、大口針持(笠松、高野、土瀬戸、馬場及び深川の区域に限る。)、大口平出水(平出水中央及び向江野の区域に限る。)、大口淵辺、大口宮人、(大住、下木場、太郎迫及び八代の区域に限る。)、大口目丸、大口元町、菱刈荒田、菱刈市山、菱刈川北、菱刈川南、菱刈重留、菱刈下手、菱刈田中、菱刈徳辺、菱刈花北、菱刈前目及び菱刈南浦の区域
- (三) 薩摩郡さつま町永野(赤仁田、井手ノ山、小野、加納ヶ上、上平八重、木戸口、櫻ノ前、下平八重、新次郎屋敷、中平八重、前平八重、山ノ平及び利平ヶ尻の区域に限る。)の区域
- (四) 始良郡湧水町のうち稲葉崎、川添、川西、北方、幸田、木場、田尾原、恒次、米永、鶴丸、中津川及び般若寺の区域

(畜産課)

福島県告示第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山都町土地改良区から平成二十二年四月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月七日認可した。

平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川三春線	郡山市中田町高倉字下ノ沢四五番地先から同 市中田町高倉字古御館一七八番一地先まで	変更前	A 一〇・〇 二八・〇	二九八・〇
		変更後	A 一〇・〇 二八・〇 B 一〇・〇 三七・〇	

(道路計画課)

福島県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字下ノ沢一一八番一地先から同 市中田町高倉字宮ノ脇二〇番地先まで	変更前	A 一〇・〇 二八・〇	一八〇・〇
		変更後	A 一〇・〇 二八・〇 B 一〇・〇 二八・〇	

(道路計画課)

福島県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道二五二号	河沼郡柳津町大字柳津字下平二九九番四地先から同 郡同 町大字柳津字下平二三八番三地先まで	変更前	一一・五 二二・〇	二二〇・〇
		変更後	一一・五 一一・〇 二二・〇	

(道路計画課)

福島県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道三九九号	相馬郡飯館村大字飯樋字前田四二〇番四地先から	変更前	一四・五 二二・二	一六〇・〇

同 郡同 村大字飯樋 字前田一三二番地先 まで	変更後	一四・五〇 二五・〇〇	一六〇・〇〇
-------------------------------	-----	----------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延
		変更後の別		(メートル) 長
県道原釜 椎木線	相馬市椎木字北原三七 八番地先から 同 市椎木字北原五五 番二地先まで	変更前	八・〇〇	三二五・七
		変更後	一〇・〇〇 一六・〇〇	三二五・七

(道路計画課)

福島県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二五二号	河沼郡柳津町大字柳津字下平一九九番一 地先から 同 郡同 町大字柳津字下平二三八番二 地先まで	平成二十二年五月 一四日

(道路計画課)

福島県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	相馬郡飯館村大字飯樋字前田四二〇番四 地先から 同 郡同 村大字飯樋字前田一三二番地 先まで	平成二十二年五月 一四日

(道路計画課)

福島県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道山上赤木線	相馬市今田字原六八番地先から 同 市今田字原一二番地先まで	平成二十二年五月 一四日

(道路計画課)

公 告

公告第二百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月二十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人ワネルス
- 三 代表者の氏名
志賀 秀朗
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡檜葉町大字下小墾字月山寺後二十四番地の四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国民に、統合医療による健康観を啓発し、その健康観に基づき健康の維持・増進を図り多くの人が安心して生活できる環境をつくることを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年四月三十日
- 二 名称
NPO法人ブレイブハート
- 三 代表者の氏名
小野 克美
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市栄町一番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、武道・格闘技を行う施設運営や、その練習/習得プログラムを作成し提供する事業、医師やスポーツの一流選手などを招聘してセミナーなどを開催し、地域の人々の心身の健康増進や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百一十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム須賀川店 福島県須賀川市稲荷町百十七

- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千五百平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
九百九十平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十二年四月二十三日
- 五 届出年月日
平成二十二年四月二十二日
- 六 届出をした者
株式会社カインズ
(商業まちづくり課)

公告第二百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム福島笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番地ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千九百四十九平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
九百九十九平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十二年四月二十三日
- 五 届出年月日
平成二十二年四月二十二日
- 六 届出をした者
株式会社カインズ
(商業まちづくり課)

公告第二百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、大規模土地改良区から平成二十二年四月二十八日堂山腹田地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。

平成二十二年五月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農地管理課)

